◎新潟県告示第746号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和4年6月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
北蒲原郡聖籠町大字二本松字聖籠山1862番 1 から	新	7.5~34.0メートル	464. 1メートル
同郡同町大字三賀字聖籠山983番3まで	旧	7.5~34.0メートル	464. 1メートル

備考 路線の重用

全区間県道新発田豊栄線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名新発田豊栄線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字二本松字聖籠山1862番1 から	新	7.5~34.0メートル	464.1メートル
同郡同町大字三賀字聖籠山983番3まで	旧	7.5~34.0メートル	464.1メートル

備考 路線の重用

全区間県道新潟新発田村上線と重用